

○総務省告示第三百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十五年十月一日

総務大臣 新藤 義孝

第2の国内周波数分配の脚注 J108 中「四」の次に「七」を加える。